

(仮称)キヤノン矢向・塚越プロジェクト建設計画に係る複合開発事業環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第72条の規定に基づく複合開発事業について、標記複合開発事業環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者

東京都大田区下丸子3丁目30番2号
キヤノン株式会社
代表取締役社長 御手洗 富士夫

2 事業の名称及び所在地

(仮称)キヤノン矢向・塚越プロジェクト

- ・(仮称)キヤノン塚越プロジェクト(塚越区域)
川崎市幸区塚越三丁目474番2 外
- ・(仮称)キヤノン矢向プロジェクト(矢向区域)
川崎市幸区塚越三丁目451番 外

3 複合開発事業環境影響評価審査書公告年月日

平成16年11月24日(水)

4 問い合わせ先

鹿島建設株式会社横浜支店川崎営業所
川崎市川崎区駅前本町11-3 大手町建物川崎ビル5階
電話 044-533-1790

(環境局環境評価室 担当)

電話 200-2156

(仮称)キヤノン矢向・塚越プロジェクト建設計画に係る 複合開発事業環境影響評価審査書

(概要)

平成16年11月

はじめに

(仮称)キヤノン矢向・塚越プロジェクト建設計画(以下「複合開発事業」という。)は、キヤノン株式会社(以下「事業者」という。)が、幸区塚越三丁目451番外の約2.4haの区域(以下「矢向区域」という。)及び幸区塚越三丁目474番2外の約1.8haの区域(以下「塚越区域」という。)において、インクジェット式プリンター関連の開発・研究を行う研究施設(矢向区域:地下1階地上6階建て、建築面積9,240㎡、延床面積48,000㎡、高さ40.8m、塚越区域:地下1階地上6階建て、建築面積6,760㎡、延床面積36,400㎡、高さ40.8m)の建設を行うものである。

キヤノン株式会社では、旧尼崎製罐跡地を取得して「(仮称)キヤノン矢向プロジェクト」を計画し、平成15年11月に工事着手しているところであるが、この着手後に北側隣接地の旧旭硝子研究所跡地を取得することとなったため、新たに「(仮称)キヤノン塚越プロジェクト」の計画を進めることとした。

両プロジェクトの各々の事業規模は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に定める指定開発行為には該当しない規模であるが、事業者は、両プロジェクトによる複合的な環境影響を検討し、その内容を情報公開することが重要であると考え、条例第72条に基づく複合開発事業として、平成16年8月13日に当該複合開発事業に係る複合開発事業実施届及び複合開発事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受けて公告・縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した複合開発事業環境影響評価見解書の提出を受け、これを公告・縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

名 称：キヤノン株式会社

代表者：代表取締役社長 御手洗 富士夫

所在地：東京都大田区下丸子三丁目 30 番 2 号

(2) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称)キヤノン矢向・塚越プロジェクト

種 類：条例第 72 条に基づく複合開発事業（研究施設の新設）

(3) 事業を実施する区域

ア (仮称)キヤノン塚越プロジェクト（塚越区域）

位 置：川崎市幸区塚越三丁目 474 番 2 外

区域面積：18,204 m²

用途地域：工業地域

現 況：工場跡地（更地）

イ (仮称)キヤノン矢向プロジェクト（矢向区域）

位 置：川崎市幸区塚越三丁目 451 番 外

区域面積：24,200 m²

用途地域：工業地域

現 況：研究所建設中

(4) 計画の概要

ア 目 的

各地に分散しているインクジェット式プリンター関連の開発・研究機能を集約した研究施設の新設

イ 土地利用計画

土地利用区分		塚越区域		矢向区域		合計	
		面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)
建築物	研究施設・事務室・会議室	6,630	36.4	8,830	36.5	15,460	36.5
	その他 (守衛所、倉庫等)	130	0.7	410	1.7	540	1.3
	小計	6,760	37.1	9,240	38.2	16,000	37.8
駐車場、通路等		5,504	30.3	9,910	40.9	15,414	36.3
緑化地		5,940	32.6	5,050	20.9	10,990	25.9
合計		18,204	100.0	24,200	100.0	42,404	100.0

ウ 建築計画等

項目	塚越区域	矢向区域
用途	研究施設	研究施設
建築面積(建ぺい率)	6,760 m ² (37%)	9,240 m ² (38%)
延べ床面積(容積率)	36,400 m ² (199%)	48,000 m ² (195%)
構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
階数	地下1階地上6階	地下1階地上6階
最高高さ	40.8m	40.8m
研究開発内容	大型インクジェット式プリンターの研究開発及び特殊試験装置による性能試験	小型インクジェット式プリンターの研究開発及びインク材料、基盤の開発
主要施設	実験室、評価室、環境試験室、特殊試験室	実験室、評価室、環境試験室
駐車場台数	126台	153台
緑被率	32.6%	20.9%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、隣接する研究施設（矢向地区、塚越地区）の建設に係る複合開発事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、安全対策、供用時における大気質、日照障害等、近接する住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書等に記載した環境保全ための措置等を確実に遵守すること。

また、周辺住民に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、周辺住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼動に伴う敷地境界における1時間値の最大付加濃度は、二酸化窒素が0.196ppmで中央公害対策審議会の短期曝露指針値の上限値（0.2ppm）を下回り、浮遊粒子状物質については0.043mg/m³で環境基準（0.20mg/m³）を下回ると予測し、さらに、排ガス対策型建設機械の使用、建設機械の集中稼動の回避等、環境保全のための措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う予測地点における年平均付加濃度は、二酸化窒素が0.0002ppm以下で、浮遊粒子状物質が0.0001mg/m³と予測している。これらに対し、最新の排出ガス規制適合車の使用、工事用車両の集中回避等の措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

一方、供用時においては、冷暖房用等設備の稼動に伴う二酸化窒素の年平均付加濃度は0.00003ppmで、中央公害対策審議会の長期曝露指針値の上限値（0.03ppm）を下回ると予測し、さらに、低NO_xバーナーの採用等の措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事にあたっては、排ガス対策型建設機械の使用、稼動の平準化、工事車両の過度な集中の回避など、準備書に記載した環境保全のための措置を講じ、環境負荷の低減を徹底すること。

また、冷暖房設備等の煙突の高さが建物の高さより低いことから、供用時において

ダウンドラフトによる大気質への影響の増加等が懸念されるため、冷暖房設備等の点検・整備等を徹底し、環境への付加の低減に努めること。

イ 緑

(ア) 緑の質

緑化計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性等に適合しており、植栽後の適切な維持管理や植栽土壌の整備も行うことから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は、矢向区域及び塚越区域の合計で 25.9%となり、地区別環境保全水準（25.0%）を満足し、回復する新たな緑は、緑被面積、樹木本数とも現況に比べ大きく増加することから、適切な緑の回復育成を図ることができるとしているが、市街地における緑の回復の重要性に鑑み、事業実施に際しては、可能な限りの緑化地の創出と樹木の適正な管理・育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本事業では、緑化地の土壌は良質な客土を使用することから、緑化地の土壌環境は植栽基盤として良好なものとなり、緑の回復育成に係る適正な土壌の保全を図ることができるとしているが、土壌整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や維持管理について、市関係部署と協議すること。

ウ 騒音

建設機械の稼動に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界上で 68～71 デシベルと地区別環境保全水準（85 デシベル）を下回ると予測し、これに対し、低騒音型の建設機械の使用や工法の選定等の措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う予測地点における等価騒音レベルは、ピーク日において、61.6～72.2 デシベルで、一部の地点で環境基準（昼間：65 デシベル）を上回る

が、現況に対して 0.3～2.6 デシベルと 3 デシベル未満の増加と予測している。これらに対し、工事用車両の集中回避等の措置を講じることから、周辺環境への影響は少ないとしている。

供用時においては、冷暖房施設等の稼動に伴う敷地境界における騒音レベルの最大値は 44 デシベルで、地区別環境保全水準（朝・夕：65 デシベル、昼間：70 デシベル、夜間：55 デシベル）を下回ると予測している。これに対し、遮音壁、吸音ルーバー等の設置などの措置を講じることから、周辺環境への影響は少ないとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、工事にあたっては、低騒音型の機械及び工法の採用、作業の平準化、工事車両の過度な集中の回避など、準備書等に記載した騒音の低減対策を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知を図ること。

エ 振 動

建設機械の稼動に伴う予測地点における振動レベルの最大値は 40～64 デシベルと地区別環境保全水準（75 デシベル）を下回ると予測している。これに対し、低振動型の建設機械及び工法の選定等の措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う予測地点における振動レベルは、ピーク日において、34.8～54.9 デシベルで、地区別環境保全水準（70 デシベル）を下回ると予測している。これに対し、工事用車両の集中回避等の措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、工事にあたっては、低振動型の建設機械及び工法の採用など振動の低減策を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知を図ること。

オ 廃棄物

(ア) 一般廃棄物

本計画の供用時に発生する一般廃棄物は、紙類が年間 280 トン、厨芥類が年間 15 トンと予測している。これらに対し、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等に基づき適切な規模のごみ保管施設を設置するとしている。また、廃棄物の発生を極

力少なくするよう生ごみ等について発生抑制に努めるとともに、廃棄物の収集及び処分は、川崎市の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものとしている。この評価は概ね妥当であるが、循環型社会の形成という社会的要請を踏まえ、生ごみの堆肥化等の検討に努めること。

(イ) 産業廃棄物

本事業の実施に伴い工事中及び供用時に発生する産業廃棄物については、発生抑制・再利用等に努めるとともに、分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、極力再利用・再資源化ができる方法により適正に処理するとしている。また、工事中に発生する産業廃棄物の搬出運搬にあたっては、荷台カバーの着用等を行い、荷崩れや飛散等を防止するとしていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の再利用、再生利用の具体的な方法については、その内容を市へ報告すること。

(ウ) 建設発生土

本計画の建設発生土については、約 37,000m³のうち約 14,000m³を計画地内で埋戻し土等に再利用し、残りの約 23,000m³は処分先を指定して、適正に処理する計画であり、また、搬出運搬にあたっては、荷台カバーの着用等を行い、荷崩れや飛散等を防止するとしていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。この評価は概ね妥当であるが、処分する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法等について、その内容を市へ報告すること。

カ 景 観

本計画は、建物の配置や形状に配慮するとともに、建物周りのオープンスペースの確保や質の高い建築物のデザイン及び敷地内の積極的緑化を行うことから、景観の変化は周辺環境と違和感を生ずるものでないとしている。また、景観形成のテーマである研究開発施設景観として、地域の景観のシンボルとなり、地域の景観が目指す方向性と整合し、周辺環境との調和が保たれるとしている。

さらに、色彩デザインについては、周辺景観との調和やシンボル性に配慮した色を基調とするとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と

十分協議すること。

キ 日照障害

本計画は、建物の配置や形状等に配慮して、計画建物が周辺住居（専用住居）へ及ぼす日影時間を冬至日の地盤面レベルにおいて、3時間未満となるよう配慮した計画であることから、周辺の住環境に著しい影響を与えることはないとしているが、近隣の住宅等に対しては、影響の程度について説明すること。

ク 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、その内容に応じて、共同受信施設の設置、受信アンテナの改善等の適切な措置を講じるとしている。また、原状回復措置は、事業者の負担によるとともに、原状回復措置の方法、時期、範囲及び措置後の維持管理については、関係者と十分な協議を行うことから、良好な受信画質が維持され、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 風 害

本事業の実施に伴う風環境の変化は、研究施設建設後においても現況と同程度で、住宅地や市街地として許容されるレベルとなると予測している。さらに、風害が生じないように常緑高木を取り入れた植栽を行うことから、周辺環境に及ぼす風害の影響は少ないとしているが、この評価は概ね妥当である。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両等の一般交通に対する影響割合は、ピーク日の12時間交通量で4.2～37.4%、ピーク時で4.5～39.1%となり、交通量の少ない市道で影響割合が大きくなると予測しているが、ピーク時における交通混雑度は0.04～0.49で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回っているほか、工事用車両が走行する無信号交差点のピーク時の横断交通量は、最大横断交通量に対して小さい値であり、右折又は合流する事業関連車両の影響も小さいものと予測し、さらに、工事用車両の集中回避等の措置を講じる計画としている。

また、交通安全については、工事用車両ルートの一部区間に、歩車道分離が十分でない箇所や指定通学路に指定されている箇所があることから、主要な箇所に交通整理員を配置する等の措置を講じる計画としている。

したがって、本事業は周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートの道幅が狭いこと、住宅等が近接していることから、工事にあたっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

サ 安全（火災爆発等）

本計画の研究施設では、少量の危険物、化学物質、毒物及び高圧ガスを取り扱うことから、安全対策を講じるとともに、適切な組織体制等を確立していることから、周辺地域及び事業所内の人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、化学物質等による環境リスクを低減するため、危険性や毒性等が低い物質への転換の検討を進めること等により、取扱量の削減等に努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「エネルギー」、「有害化学物質」及び「資源」の各項目における環境保全のための措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市へ報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成 16 年 8 月 13 日 複合開発事業実施届及び複合開発事業環境影響
評価準備書受理

8 月 20 日 複合開発事業環境影響評価準備書縦覧公告

8 月 20 日 複合開発事業環境影響評価準備書縦覧開始

10 月 4 日 縦覧終了 縦覧者 11 名

10 月 4 日 意見書の締切り 意見書の提出 1 名

10 月 13 日 複合開発事業環境影響評価見解書受理

10 月 18 日 複合開発事業環境影響評価見解書縦覧公告

10 月 18 日 複合開発事業環境影響評価見解書縦覧開始

11 月 16 日 縦覧終了 縦覧者 5 名